

新型コロナウイルスワクチン情報

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

新型コロナウイルスワクチンの接種予約について、12歳から17歳の方の予約が開始されます。

【接種予約の受付状況】

- ▶ **予約対象**：◎ 12歳から17歳の方 / 9月6日(日)から予約受付開始
◎ 18歳以上の方 / 予約受付中
- ▶ **集団接種・個別接種**：10・11月の接種予約 / 9月1日から受付中

区分	会場	使用ワクチン	2回目接種の目安
集団接種	かすみがうら ウエルネスプラザ	ファイザー社製	1回目の接種から 3週間後以降
個別接種	市指定の医療機関		



- ▶ **予約方法**：◎ 電話予約 029-853-0771 平日午前9時～午後5時 (土日祝除く)
◎ WEB予約 <https://jump.mrso.jp/082309/> 24時間受付

- ▶ **集団・個別接種の予約**：WEB予約は、2回目の予約を忘れずに行ってください。

- ▶ **ワクチン接種時の注意点**：接種券、予診票 (あらかじめご記入ください)、本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) を必ず持参してください。



WEB予約

※ 8月号 (8月20日発行号) 「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」の訂正とお詫び
65歳以上の方の接種予約開始日に誤りがありました。(誤) 5月26日 (正) 5月12日 訂正してお詫びします。

かすみエールプレミアム商品券 (第3弾)

☎ 地域未来投資推進課 (霞ヶ浦庁舎)

感染症の影響により、売り上げに大きな影響を受けている事業者などの皆さんと市民の皆さんの家計を支援するため、「かすみエールプレミアム商品券 (第3弾)」を販売します。お得な商品券をぜひご購入ください。

- ▶ **販売金額**：1冊 10,000円分を5,000円で販売 (プレミアム率100%)
◎ 1世帯につき2冊まで購入可能

購入引換券 (はがき) ▶



- ▶ **券の内容**：1冊 20枚つづり (500円×20枚)
◎ 共通券 (大型店・中小店で利用可能) 500円×10枚
◎ 専用券 (中小店で利用可能) 500円×10枚
※ 大型店：店舗面積1,000㎡以上 / 中小店：店舗面積1,000㎡未満

- ▶ **購入方法**：8月下旬に全世帯に郵送した購入引換券 (はがき) と 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など) を持って、下記の販売窓口で購入

- ▶ **販売窓口**：① **ドライブスルー販売所 (旧千代田ハウス跡地)**

9月4日(日)～9月12日(日)

※ 郵便局での密集を避けるため、可能な限りドライブスルー販売所をご利用ください。

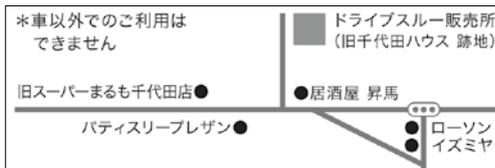
- ② **市内郵便局 (9カ所)**

9月6日(日)～11月30日(火)

- ▶ **取扱店舗**：ホームページまたは取扱店一覧のチラシをご確認ください。

- ▶ **使用期限**：9月4日(日)～12月31日(金)

- ▶ **注意事項**：◎ 購入は先着順ではありません。購入を希望する方は、慌てず販売期間内にお買い求めください。
◎ 代理人による購入も可能です。この場合は、購入引換券の「代理購入欄」に代理人の住所、氏名、世帯主との関係を記入し、代理人の本人確認書類と併せてお持ちください。



くらしのお知らせ

秋の全国交通安全運動

歩行者の安全確保(事故ゼロ)に努めましょう。

運動期間：9月21日(四)～30日(四)

【子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保】

歩行者が横断中の交通事故が多発しています。歩行者は、交差点では信号を守り、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。

【夕暮れ時と夜間の事故防止や安全意識の向上】

夕暮れ時や夜間は事故が多発します。歩行者は反射材の活用、自動車は早めのライト点灯を心掛けましょう。

【自転車安全利用五則を守る】

①自転車は車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側通行 ③歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行 ④交通ルールを守る ⑤子どもはヘルメットを着用

【飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶】

飲酒運転やお酒運転は、極めて悪質・危険な行為です。思いやりや譲り合いの気持ちを持ちましょう。

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

9月は「屋外広告物美化強調月間」

屋外広告物は、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板や張り紙、広告板などをいいます。また、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

良好な景観保持のため、屋外広告物は必要な許可を受けてから表示してください。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 都市整備課（霞ヶ浦庁舎）



難病患者福祉金申請受付のお知らせ

難病患者の方の生活を支援することを目的に支給します。該当する方は、申請をお願いします。

対象者：指定難病特定医療費受給者証の交付を受け、本市に住民登録し居住している方

支給額：難病患者1人につき年額2万円

申請期間：10月1日(金)～29日(金)

申請窓口：社会福祉課、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所(郵送での申請受付も行います)

必要なもの：①申請書 ②指定難病特定医療費受給者証の写し ③受給者名義の預金通帳の写し ④はんこ

※詳細は、お問い合わせください。

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

現況届の提出はお済みですか

児童手当・特例給付

毎年6月に現況届を提出する必要があります。提出されていない方は、至急提出をお願いします。



児童扶養手当

毎年8月に現況届を提出する必要があります。提出されていない方は、至急提出をお願いします。



※提出がない場合は、手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。

☎ 子ども家庭課（千代田庁舎）

新入学児の就学時健康診断のお知らせ

令和4年4月から小学校および義務教育学校に入学するお子さんを対象に、学校保健安全法に基づく健康診断が行われます。必ず受診してください。通知は、9月上旬に郵送します。

対象：平成27年4月2日～平成28年4月1日までに生まれたお子さん

※日時や場所の詳細は、通知に記載しています。また、ホームページからも確認できます。

※通知が届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327



新入学児へランドセル贈呈

令和4年4月から小学校および義務教育学校に入学するお子さんを対象に、入学祝い品として「ランドセル」を贈呈します。申込書は、就学時健康診断の通知に同封して郵送します。

対象者：令和4年度の入学式時点で市内在住見込みの新1年生児童または令和4年度に市立小学校および義務教育学校に入学する市外の新1年生児童

申込方法：「入学祝品支給申込書」に必要事項(希望するランドセルの色など)を記入の上、学校教育課に提出してください。

申込期間：9月7日(四)～10月22日(金)

▼ランドセル見本の展示

○千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎(四～金/除く)

9月7日(四)～28日(四)/午前9時～午後5時

○やまゆり館(四～金/除く)

10月1日(金)～22日(金)/午前9時半～午後8時

※詳細は、ランドセル見本展示場所または

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327



※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更または中止となる場合があります。

犬猫の避妊去勢手術費用を助成

捨てられてしまう不幸な命を産むことがないよう、犬猫の避妊去勢手術費用を助成します。

助成対象：県内に在住し、9月1日以降に茨城県獣医師会加入の動物病院で避妊去勢手術を受けた犬猫の飼い主

助成頭数：1,200頭(先着順)

助成金額：1頭につき2,000円

※詳細は、お問い合わせください。

☎ 茨城県獣医師会 ☎ 029-241-6242



農業用廃プラスチックの適正処理推進

使用済みの農業用ポリエチレンフィルムや農業用ビニールフィルムの回収を行います。

申込期間：9月21日(四)～10月22日(金)

申込場所：農林水産課

回収場所：JA水郷つくば霞ヶ浦梨選果場

回収日程：10月26日(四)

【農ポリ】午前9時～11時

【農ビ】午後1時～2時

処理費：【農ポリ】58円/1kg

【農ビ】58円/1kg

◎申し込み時に、登録料1,000円とはんこを必ずお持ちください。

◎申し込みは、毎年必要になります。

◎古い農ポリ・農ビや種類によっては、回収できない場合があります。事前にお問い合わせください。

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）



樹木の管理にご協力ください

台風などによる暴風の影響を受け、道路や歩道に張り出した枝への接触、枯れ枝の落木、道路側への倒木などが原因で、歩行者や自動車などに事故が発生すると、法律に基づき、樹木の所有者の責任を問われることがあります。この法律は、台風などによる災害時に限らず、日常生活でも適用されますので、普段から沿道樹木の適正な管理をお願いします。

☎ 道路課（霞ヶ浦庁舎）

マイナポイントの申込期間が延長

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイントの申込期間が令和3年12月末まで延長となります。申し込み後、チャージまたはお買い物をする事で、上限5,000円分のポイントを受け取ることができます。

☎ 市民課（千代田庁舎）

募集のお知らせ

認知症サポーター養成講座の受講生募集

認知症キャラバンメイトが講師として出向き、講座を行います。講座受講者を「認知症サポーター」と呼び、講座を通じて認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく支援することが役割です。

講座の開催には、10人程度の団体(地区や自治会や企業など)での申し込みが必要となります。養成講座を希望される方はお問い合わせください。

☎ 地域包括支援センター ☎ 029-898-9110

ひとり親家庭のためのパソコン講習会

ひとり親家庭の就業支援のため、パソコン講習会を開催します。

日時：10月17日(四)、31日(四)

午前9時半～午後3時半

場所：ラク・ハイツ(水戸市八幡町11-52)

募集：15名(定員を超えた場合は抽選)

費用：受講料無料、教材費1,000円

期限：9月30日(四)必着

※詳細は、お問い合わせください。

☎ 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎ 029-221-8497

相談のお知らせ

「子どものための養育費」電話相談会

養育費に関する電話相談会を開催します。養育費の支払いがない、強制執行したい、取り決めの方法や内容が知りたい、コロナ禍で支払いが困難になったなど、養育費でお悩みの方は、ご相談ください。

日時：9月25日(四)/午前10時～午後4時

電話：0120-567-301(フリーダイヤル)

※相談無料。秘密厳守。予約不要。

☎ 茨城青年司法書士協議会(担当：田中)

☎ 029-291-7856

労働相談会

解雇やパワハラなどの労働関係トラブルについて、県労働委員会委員が無料で相談に応じます。

日時：10月6日(四)、22日(金)/午後2時～5時

28日(四)/午後5時～7時

場所：茨城県労働委員会(水戸市笠原町978-6)

※秘密厳守。予約は相談日前日までにお願いします。

※面談または電話により相談を行います。

☎ 茨城県労働委員会事務局 ☎ 029-301-5563

～災害時に自分自身の健康を守るポイント～

近年は、想定を超えた災害が頻発しています。また、災害はいつ起こるか分かりませんので、事前に自分自身の健康を守るポイントを押さえておきましょう。



【持病のある方】

人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病、高血圧、喘息、てんかん、統合失調症などの慢性疾患の方は、治療の継続が必要です。

自分自身の体の情報(治療中・管理中の病名、現在飲んでいる薬名、かかりつけ医・医師名)を伝えられるようにしておきましょう。

【病気の予防】

～感染症の予防～

避難所などの集団生活では、新型コロナウイルスや感染性胃腸炎、インフルエンザなどの感染症が流行しやすいため、手洗いや消毒、マスクを着用しましょう。



～エコノミークラス症候群の予防～

食事や水分を十分に取らない状態で長時間同じ姿勢でいると、血行不良が起こり血栓が足から肺などに飛び、肺塞栓などを誘発するおそれがあります。足の運動や体を動かすこと、十分に水分を取ることを心掛けましょう。アルコールやコーヒーなどは利尿作用があり、飲んだ以上に水分が体外に出てしまうので注意しましょう。

～口腔ケア～

水分の不足などにより、歯、口、入れ歯の清掃がおろそかになると、口腔内に細菌が増えやすいので虫歯や歯周病、口内炎、口臭などが生じやすくなります。特に高齢者は、誤嚥性肺炎などを引き起こしやすくなります。歯磨きができないときには、少量の水でできる**ぶくぶくうがい**を行いましょう。



【こころのケア】

重いストレスにさらされると、次のような不安や心配などの反応が表れます。

- ①心配でイライラする、怒りっぽい
- ②眠れない
- ③動悸、息切れで苦しいと感じる

①～③に該当する場合は、無理をせず身近な人や専門医に相談してみましよう。



☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

新型コロナウイルス感染症情報

【高齢者などを支援】

▶ PCR 検査費用の一部助成 (電話予約必須)

重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方が検査を希望する場合、費用の一部を助成します。

対象者 (発熱症状のある方などは除きます)

本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ◎検査日時時点で 65 歳以上の方
 - ◎基礎疾患 (慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患など) のある 65 歳未満の方
 - ◎肥満 (BMI30 以上) の 65 歳未満の方
- BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

電話予約：午前 9 時～午後 5 時 (土日祝除く)

検査日	予約受付期間
9月13日(月)	9月6日(日)～10日(金)
9月27日(月)	9月21日(日)～24日(金)

検査方法：唾液を採取 (費用 3,000 円)

※検査時間は電話の際に決定します。

☎ 介護長寿課 (千代田庁舎)



【飲食店事業者を支援】

▶ 営業時間短縮要請協力金

県では、感染拡大を未然に防ぐため、飲食店の営業時間短縮を要請しています。要請期間の全てに協力した飲食店事業者には、協力金を支給します。

区分	要請期間
県独自の緊急事態宣言	8月6日～8月7日
まん延防止等重点措置	8月8日～8月19日
国の緊急事態宣言	8月20日～9月12日

支給金額：前年または前々年の 1 日当たりの売上金によって異なりますので、詳細は、県ホームページをご覧ください。

支給対象：①～④のすべてに該当する方

- ①要請の開始日より前に開業し、通常午後 8 時から翌朝 5 時の間に営業している飲食店事業者
※酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店が、国の緊急事態宣言期間中に終日休業した場合も対象。
- ②食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていること
- ③営業時間短縮要請期間の全てに協力した事業者
- ④県のガイドラインに基づき感染防止対策を実施し、いばらきアマビエちゃんに登録していること

申請期限：10月31日(日) ※当日消印有効

申請方法：電子申請または書面申請 (簡易書留など)

申請先：〒310-8555

水戸市笠原町 978-6

☎ 茨城県中小企業課 ☎ 029-301-5393



広報

かすみがうら

お知らせ版

■発行日/令和 3 年 9 月 5 日 ■発行/かすみがうら市 ■編集/秘書広報課(千代田庁舎)

☎ 315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461

☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111 FAX 0299-59-2176

ホームページアドレス/ <https://www.city.kasumigaura.lg.jp>

E-mail / info@city.kasumigaura.lg.jp



ホームページ



環境にやさしい
植物油インキ使用



ユニバーサル
デザインフォント



広報誌を
アプリで読む